

## 公安委員会定例会議の開催概要

- 第1 日時  
令和6年7月24日午後1時00分～午後5時00分までの間
- 第2 全体会議
- 1 審議事項  
なし
  - 2 報告事項
    - (1) 「大阪府警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例」の一部改正について  
貝塚市議会において、貝塚警察署所在地を含む「海塚」地区等を新町名「海塚二丁目」とする議案が議決され、7月1日、新町名・町区域が告示されたことに伴い、「大阪府警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例」の一部を改正し、第1条の表に掲げる貝塚警察署の位置を改める旨の報告があった。
    - (2) 指定暴力団池田組組長らによる電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件の検挙について  
捜査第四課が、堺警察署、南警察署、生野警察署と合同で、標記の事件につき、7月9日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。
    - (3) 六代目山口組傘下組織幹部らによる暴力団対策法違反事件の検挙について  
捜査第四課が、組織犯罪対策本部、南警察署、西成警察署と合同で、標記の事件につき、7月10日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。
    - (4) 令和6年上半期の交通事故発生状況等について  
令和6年上半期の交通事故発生件数は11,846件で、前年同期に比べ613件減少、死者数については54人で26人減少し、負傷者数については13,748人で696人減少した旨の報告があった。  
【委員発言要旨】  
交通事故の発生実態に即した対策が推進され、本年上半期の交通死亡事故等の減少に繋がったものと承知している。引き続き交通死亡事故を抑止するための諸対策を推進していただきたい。
    - (5) 「教育のつどい」開催に伴う警備について  
8月16日、大阪府下において「教育のつどい」が開催される予定であり、会場周辺における平穏の確保等のため、警備体制を構築し所要の警備を実施する旨の報告があった。
    - (6) なにわ淀川花火大会の開催に伴う警察諸対策について  
8月3日のなにわ淀川花火大会の開催に伴い、関係警察署、機動隊等により、雑踏対策、テロ対策、交通対策の警察諸対策を実施する旨の報告があった。  
【委員発言要旨】  
府民が安心して花火大会を楽しめるよう、所用の警備を徹底していただきたい。
    - (7) 令和6年上半期における犯罪情勢（暫定値）について  
令和6年上半期における全刑法犯の認知件数は38,920件で、前年同期に比べ574件増加しており、大阪重点犯罪の認知件数については、不同意性交等、不同意わいせつ及び公然わいせつが増加している旨の報告があった。

### 第3 個別会議

#### 1 決裁事項

- (1) 運転免許取消対象事案について  
運転免許取消対象事案について、審議の結果、81件の行政処分を決定した。
- (2) 運転免許取消処分の処分変更について  
運転免許取消処分取消請求控訴事件の判決を受け、本件処分を変更することとして決定した。
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について  
ア 傷害事件に係る重傷病給付金の支給裁定申請1件について上申があり、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。  
イ 傷害致死事件に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について上申があり、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。
- (4) 大阪府特殊詐欺対策審議会委員の選出と審議会への諮問について  
大阪府特殊詐欺対策審議会委員7名の選出と、規制の強化を含めた効果的な特殊詐欺被害防止対策に関する審議会への諮問について上申があり、いずれも可として決裁した。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分3件について上申があり、審議の結果、いずれも風俗営業及び飲食店営業の停止を決定した。
- (6) 不服申立てに対する裁決について  
ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案  
運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、棄却とした。  
イ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案  
運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。
- (7) 苦情・意見要望等の受理等について  
ア 苦情3件について調査結果の報告があり、審議の結果、それぞれ回答を決定した。  
イ 苦情・意見要望等59件の報告があり、審議の結果、1件については苦情受理として事実調査を指示し、58件については意見要望等としてそれぞれ処理方針を決定した。
- (8) 警察職員等の援助要求について  
警察法第60条第1項の規定に基づく、警察職員等の援助要求7件について上申があり、それぞれ可として決裁した。
- (9) 地域交通安全活動推進委員の退任に伴う感謝状の贈呈について  
地域交通安全活動推進委員1人の退任に伴う感謝状贈呈の上申があり、可として決裁した。
- (10) 交通規制の実施について  
7月中に実施予定の自転車横断帯、横断歩道等58か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。

## 2 報告事項

- (1) 監察案件について  
監察案件について報告があった。
- (2) 運転免許取消処分取消請求事件の終結について  
大阪地方裁判所に提訴されていた運転免許取消処分取消請求事件 1 件の判決について報告があった。
- (3) 裁決取消請求事件等の終結について  
大阪地方裁判所に提訴されていた裁決取消請求事件 1 件の判決について報告があった。
- (4) 運転免許取消処分取消等請求控訴事件の上訴断念について  
大阪地方裁判所に提訴されていた運転免許取消処分等請求控訴事件について、上訴断念した旨の報告があった。
- (5) 6 月中の警察宛て苦情の受理及び処理結果について  
6 月中の警察宛て苦情の受理及び処理結果について報告があった。
- (6) 交通部主管に係る 5 月中の専決事務の処理状況について  
5 月中における交通部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (7) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について  
7 月 1 日から 7 月 15 日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (8) 通報進達書の受理について  
小型無人機等の飛行に係る通報進達書 1 件の受理について報告があった。
- (9) 警察職員等の援助要求について  
警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく、警察職員等の援助要求 1 件について報告があった。

## 第 4 その他

7 月 16 日、監察室から運転免許取消処分取消等請求控訴事件の上訴断念について上申があり、当委員会は、会議以外の方法により可として決裁した旨、委員長から報告があった。

以 上